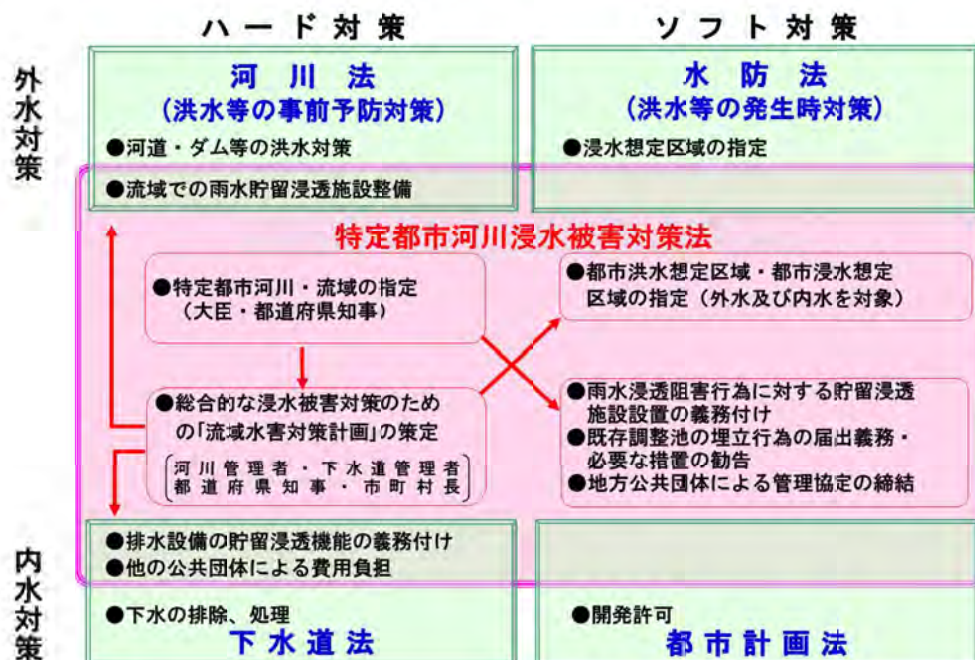


## (参考) 特定都市河川浸水被害対策法

③流出抑制対策の展開と強化

### 特定都市河川浸水被害対策法の概要

- 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、都市洪水想定区域の指定等、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。



出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第3回 資料3 P46 より

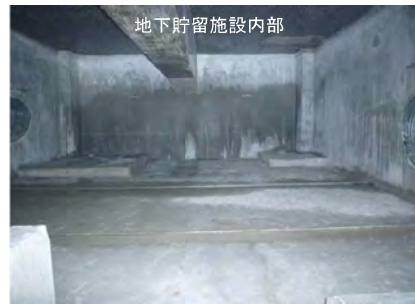
## 河川等への流出を抑制する雨水貯留浸透施設整備

- 平成16年には「特定都市河川浸水被害対策法」が施行され、特に都市化の著しい流域(特定都市河川流域)において、流出を増加させる行為に対する雨水貯留浸透施設設置の義務付け等の対策が行われている。

### 流域からの流出を増加させる行為

特定都市河川浸水被害対策法においては、雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれがある行為として特定都市河川浸水被害対策法で規定されている行為)として、下記の4つの行為が規定されており、1,000㎡以上の開発行為を行う者に対し、雨水貯留浸透施設設置の義務付け等がなされている。

1. 宅地等にするために行う土地の形質の変更
2. 土地の舗装
3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置
4. ローター等により土地を締め固める行為



雨水貯留浸透施設の事例【横浜市内】

出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第3回 資料3 P49 より

流域治水対策等の主な支援事業

|              | 内容                                                                      | 支援策  | 交付金等                                     | 交付対象事業                                                                                                      | 所管官庁  | 支援先                      | 詳細(ウェブサイト)                                                                                                                                                              |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 流出抑制対策等      | 雨水貯留浸透施設<br>・各戸貯留<br>・池沼及びため池 等                                         | 交付金  | 流域貯留浸透事業                                 | 一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能を持つ施設の整備                                                                | 国土交通省 | 地方公共団体(都道府県、市町村)         | <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a><br>※交付対象事業の要件P370参照                                               |
|              | 雨水貯留浸透施設<br>(特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域内において同法第9条に基づく対策工事として設置したもの) | 税制特例 | 特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特例措置(固定資産税) | 特定都市河川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事として設置される雨水貯留浸透施設を設置した場合、対策工事として設置される雨水貯留浸透施設の償却資産部分について固定資産税の課税1/2～5/6に軽減 | 国土交通省 |                          | <a href="https://www.mlit.go.jp/river/pamohlet_irei/usui/usui_h27-3.pdf">https://www.mlit.go.jp/river/pamohlet_irei/usui/usui_h27-3.pdf</a>                             |
|              | 地方公共団体が助成する雨水流出抑制施設 等                                                   | 交付金  | 新世代下水道支援事業                               | 水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備                                         | 国土交通省 | 地方公共団体(都道府県、市町村等)        | <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a><br>※交付対象事業の要件P84参照                                                |
|              | ・雨水貯留浸透施設<br>地方公共団体が助成する<br>・透水性舗装<br>・防水ゲート、止水板 等                      | 交付金  | 下水道浸水被害軽減総合事業                            | 内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策                                                 | 国土交通省 | 地方公共団体(都道府県、市町村等)        | <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a><br>※交付対象事業の要件P71参照                                                |
|              | 雨水貯留浸透施設                                                                | 補助金  | 防災・省エネまちづくり緊急促進事業                        | 市街地再開発事業等において、防災機能向上等の緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物の整備(浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること等)への支援                              | 国土交通省 | 地方公共団体、民間事業者             | <a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/content/001339249.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/content/001339249.pdf</a>                           |
| 土地利用・住まい方の工夫 | 二線堤整備                                                                   | 交付金  | 総合流域防災事業<br>(洪水氾濫域減災対策事業)                | 流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業                                                     | 国土交通省 | 地方公共団体(市町村)              | <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a><br>※交付対象事業の要件P413参照                                               |
|              | 家屋移転                                                                    | 交付金  |                                          |                                                                                                             |       |                          |                                                                                                                                                                         |
|              | 宅地嵩上げ                                                                   | 交付金  | 土地区画整理事業                                 | 立地適正化計画に位置付けた防災対策として実施する土地区画整理事業について、一定の要件を満たす場合に、土地の嵩上げ費用を都市再生区画整理事業の補助限度額へ算入可能                            | 国土交通省 | 地方公共団体                   | <a href="https://www.mlit.go.jp/ord/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm">https://www.mlit.go.jp/ord/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm</a> |
|              | 二線堤、浸水防止施設等                                                             | 交付金  | 総合治水対策特定河川事業<br>(都市水防災対策事業)              | 人口の集中の著しい大都市の地域に係る一級河川又は二級河川の想定氾濫区域であって、次の全ての要件に該当する地区で実施される一連の氾濫流制御施設を行う事業                                 | 国土交通省 | 地方公共団体(都道府県、市町村)         | <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a><br>※交付対象事業の要件P48参照                                                |
|              | 二線堤保全                                                                   | 税制特例 | 浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置                       | 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税を減免                                                             | 国土交通省 |                          | <a href="https://www.mlit.go.jp/page/content/001320178.pdf">https://www.mlit.go.jp/page/content/001320178.pdf</a><br>※P30参照                                             |
|              | 災害ハザードエリアからの移転                                                          | 補助金  | 都市構造再編集中支援事業                             | 病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備等                                                           | 国土交通省 | 地方公共団体(市町村)、民間事業者等       | <a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001341206.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001341206.pdf</a>                                                     |
|              |                                                                         | 補助金  | 防災集団移転促進事業                               | 住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、市町村が行う住宅団地の整備等                               | 国土交通省 | 地方公共団体(市町村)              | <a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001338498.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001338498.pdf</a>                                                     |
|              |                                                                         | 補助金  | 集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業                     | 立地適正化計画において防災対策が位置づけられた居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を実施する事業                               | 国土交通省 | 地方公共団体                   | <a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001339554.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001339554.pdf</a>                                                     |
|              | 立地適正化計画の作成                                                              | 補助金  | 集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業                     | 都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき作成される計画                                                                              | 国土交通省 | 地方公共団体等                  | <a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001339554.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001339554.pdf</a>                                                     |
|              | 避難通路等の整備                                                                | 交付金  | 市街地再開発事業等                                | 市街地再開発事業等における防災関連施設を含めた共同施設の整備                                                                              | 国土交通省 | 地方公共団体等                  | <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a>                                                                   |
| 内水対策         | 下水道施設(雨水管、雨水ポンプ、雨水貯留施設等)の整備、耐震化、耐水化                                     | 交付金  | 通常の下水道事業                                 | 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業                                                                             | 国土交通省 | 地方公共団体(都道府県、市町村等)        | <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a><br>※交付対象事業の要件P67参照                                                |
|              |                                                                         | 交付金  | 下水道浸水被害軽減総合事業(再掲)                        | 内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策                                                 | 国土交通省 | 地方公共団体(都道府県、市町村等)        | <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a><br>※交付対象事業の要件P71参照                                                |
|              |                                                                         | 交付金  | 都市水害対策共同事業                               | 下水道事業と河川事業とが連携・共同して行う、相互の施設をネットワーク化するための管渠、ポンプ施設等の整備                                                        | 国土交通省 | 地方公共団体(都道府県、市町村等)        | <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a><br>※交付対象事業の要件P77参照                                                |
|              |                                                                         | 交付金  | 新世代下水道支援事業(再掲)                           | 水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備                                         | 国土交通省 | 地方公共団体(都道府県、市町村等)        | <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a><br>※交付対象事業の要件P84参照                                                |
|              |                                                                         | 補助金  | 特定地域都市浸水被害対策事業(下水道防災事業費補助)               | 「特定地域都市浸水被害対策計画」に基づき、地方公共団体による下水道施設の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備の支援を行う事業。                                         | 国土交通省 | 地方公共団体(都道府県、市町村等)、民間事業者等 | <a href="https://www.mlit.go.jp/river/pamohlet_irei/usui/usui_h27-1.pdf">https://www.mlit.go.jp/river/pamohlet_irei/usui/usui_h27-1.pdf</a>                             |
|              |                                                                         | 補助金  | 下水道床上浸水対策事業(下水道防災事業費補助)                  | 大規模な再度災害防止のための下水道施設の整備                                                                                      | 国土交通省 | 地方公共団体(都道府県、市町村等)        |                                                                                                                                                                         |

|     |              |     |                                                    |                                                       |       |                               |                                                                                                                           |
|-----|--------------|-----|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |              | 補助金 | 事業間連携下水道事業<br>(下水道防災事業費補助)                         | 河川事業と連携して実施する下水道施設の整備                                 | 国土交通省 | 地方公共団体(都道府県、市町村等)             |                                                                                                                           |
|     |              | 補助金 | 大規模雨水処理施設整備事業<br>(下水道防災事業費補助)                      | 雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備                                   | 国土交通省 | 地方公共団体(都道府県、市町村等)             |                                                                                                                           |
| その他 | ハザードマップ作成    | 交付金 | 効果促進事業                                             | 基幹事業(流域内のハード対策等)と一体となったソフト対策として、ハザードマップの作成・印刷を支援するもの。 | 国土交通省 | 地方公共団体(市町村)                   | <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a><br>※交付対象事業の要件P462参照 |
|     | 100mm/h安心プラン | —   | 本プランを策定することにより、<br>・交付金重点配分対象<br>・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等 | ＜策定主体＞<br>市町村および河川管理者、下水道管理者等                         | 国土交通省 | ＜策定主体＞<br>市町村および河川管理者、下水道管理者等 | <a href="https://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/">https://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/</a>               |

国水計調第7号  
令和3年9月29日

北海道開発局  
河川調整推進官 殿  
各地方整備局  
河川調査官 殿

水管理・国土保全局  
河川計画課河川計画調整室長  
(公印省略)

農地、農業用施設を活用した流域治水の推進について

近年、気候変動の影響により水災害の激甚化・頻発化が顕在化しており、今後、更に降雨量等の増加が予測されている。

このような気候変動による外力の増加に対応するため、本年3月30日に公表された一級水系等における「流域治水プロジェクト」では、河川整備をより一層加速するとともに、農地や農業用ダム等の農業用施設が有する雨水貯留機能や洪水調節機能等の多面的機能を活用する取組が、流域のあらゆる関係者と協働して行う施策の一つとして位置づけられているところである。

流域における水災害の軽減に資するために、これらの施策が着実に進むよう別紙の通り農林水産省と国土交通省が連携して取り組むこととしたので通知する。

ついては、貴管内の都道府県及び政令指定都市に対してこの旨を周知するとともに、関係市町村にも共有されるよう本通知を周知されたい。また、農林水産省から地方農政局等に対して本通知を周知していることを申し添える。

## 【別紙】

令和3年9月28日

農林水産省農村振興局

国土交通省水管理・国土保全局

### 農地、農業用施設を活用した流域治水の推進について

都市・市街地の近傍や上流域には、農地や農業用ダム等の農業用施設が位置している。本年3月30日に公表された一級水系等における「流域治水プロジェクト」には、これらが有する雨水貯留機能や洪水調節機能等の多面的機能を活用する取組が流域のあらゆる関係者が協働して行う施策の一つとして位置付けられている。

今後、プロジェクトが着実に推進されるよう農林水産省と国土交通省は、次のとおり連携して取り組むこととし、所管の関係機関等へ周知を図るものとする。

#### 【農林水産省 農村振興局の取組】

農地、農業用施設を活用した流域治水対策が円滑に進むよう、農林水産省は以下の取組を行う。

- 第1 気候変動等に伴う営農形態の変化を踏まえ、今後の農業用水にかかる水利用について検討を行う。
- 第2 農業用ダムの事前放流の定量的・定性的な評価について、国土交通省と連携して取り組む。また、都道府県、市町村、土地改良区等（以下「都道府県等」という。）と連携して農業用ダムの事前放流の課題やダムから事前放流した水の有効活用手法、事前放流後に水位が回復しない場合の対応策について検討し、洪水調節機能強化の取組を推進する。
- 第3 都道府県等と連携して、水田の雨水の一時貯留能力を高める取組である「田んぼダム」を普及促進し、田んぼダムに取り組む水田面積の拡大に努める。  
また、農林水産本省内に有識者委員会を設置し、水田の持つ雨水貯留能力の特性、効果及び「田んぼダム」の普及・拡大に向けた留意点について検討する。
- 第4 都道府県等と連携して、ため池の整備等を支援し、事前放流や低水位管理によるため池の洪水調節機能強化の取組の拡大に努める。
- 第5 都道府県等と連携して、農業用排水施設等の整備を推進し、的確な排水操作に努めるとともに、施設の有効活用による湛水被害の軽減に努める。

#### 【国土交通省 水管理・国土保全局の取組】

農地、農業用施設を活用した流域治水対策が円滑に進むよう、農林水産省が行う取組に協力する。

- 第1 国土交通省が許可等を行っている水利使用に関し、気候変動に伴う営農形態の変化を踏まえた今後の農業用水にかかる水利使用について、まず農林水産本省による検討に協力する。

第2 農業用ダムの事前放流の効果の定量的・定性的な評価について、農林水産省と連携して取り組む。また、農業用ダムの事前放流の課題やダムから事前放流した水の有効活用手法について、まず農林水産本省が行う検討に協力する。

なお、事前放流後にダムの水位が回復しない場合の水利用の調整に関して、農林水産省をはじめとする関係利水者の相談に応じ、必要な情報を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

第3 農林水産本省が設置する田んぼダムに係る有識者委員会に参画するとともに、雨水貯留機能を持つ水田に接続する河川に対する治水効果及びその及ぶ範囲に関して、定量的・定性的な評価を行う。

第4 廃止又は用途替えされた農業用ため池のうち、治水効果が見込まれるため池を治水対策として有効活用する施設の整備について支援する。

担当 農林水産省農村振興局整備部水資源課長  
国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長



# ①特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）

- ・ 公布：R3.5.10
- ・ 施行：3月内施行（R3.7.15施行）又は6月内施行（＝公布の日から6ヶ月以内で政令で定める日）

## 背景・必要性

○近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化

○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（20世紀末比）

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法**」を整備する必要

## 法律の概要

※赤字：3月内施行関係 ※黄色マーカー：下水道関係 ※黒字：6月内施行関係 ※条番号は改正後のもの

### 1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

- ◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大** 【特定都市河川法第1条、第2条】
  - ― 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加（全国の河川に拡大）
- ◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実** 【特定都市河川法第6条等】
  - ― 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
  - ― 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

### 2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

- ◆ **河川・下水道における対策の強化** ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進（予算）
  - ― **利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会**（河川管理者、電力会社等の利水者等が参画）の創設（※予算・税制） 【河川法第51条の2、第51条の3】
  - ― **下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速** 【下水道法第5条、第6条、第25条の24、第25条の25等】
  - ― **下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止** 【下水道法第7条の2】
- ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
  - ― 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保 【特定都市河川法第53条等】
  - ― **都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用** 【都市緑地法第12条】
  - ― **認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援**（※予算関連・税制） 【特定都市河川法第11条、下水道法第25条の10～第25条の21、日本下水道事業団法第26条 等】

### 3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

- ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫** 【特定都市河川法第56条等】
  - ― 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制）
  - ― **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進**（※予算関連）【防災集団移転特別措置法第1条等】
  - ― 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化（※予算関連）【都市計画法第11条、第12条の5等】

### 4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- ― **洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消** 【水防法第14条、第15条等】
- ― 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保 【水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2】
- ― 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加 【河川法第16条の5等】





# ①改正の趣旨

下水道法第7条の2等

令和元年東日本台風において、樋門が閉鎖されず、増水した河川水が下水道に逆流して市街地に溢れたことにより、浸水被害が発生する事案が発生。

この被災を機に国土交通省において全国調査を行ったところ、操作規則自体を定めていない施設が約4割あることが判明。気候変動の影響による降雨量の増加により、河川等からの逆流を防止するための操作を伴う下水道施設の樋門等を下水道管理者が操作する機会が増えることが懸念。

## 【改正概要】

- ・公共下水道管理者等に対して、河川等からの逆流を防止するために設けられる下水道施設の**樋門等**で操作を伴うものについて、操作従事者の安全に配慮しつつ、**操作規則を策定するよう義務付け**



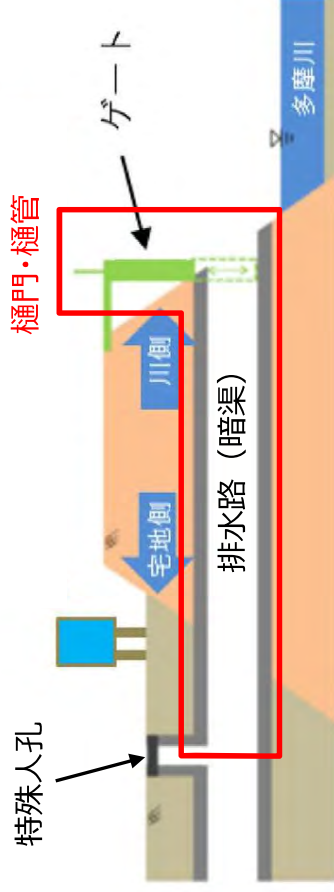
樋門の例

(出典) 東京都豪雨対策アクションプラン、2020

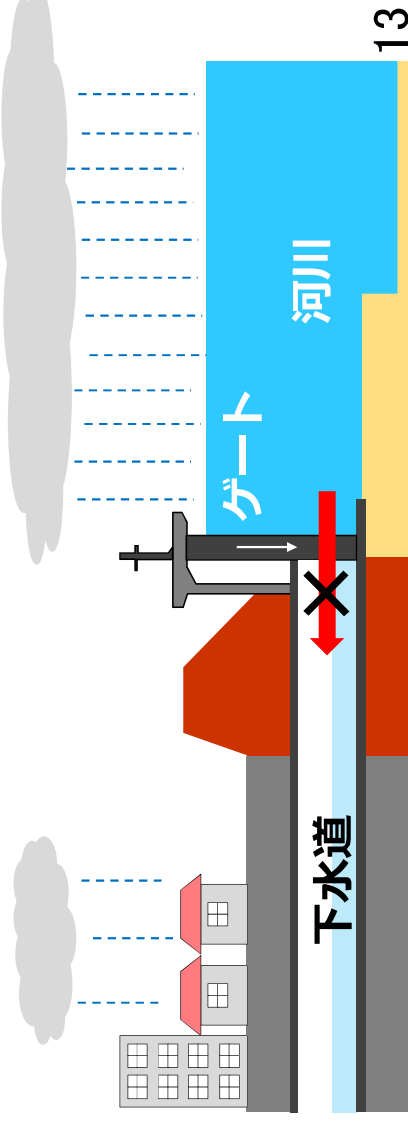
## 【樋門・樋管の定義】

- 取水、排水等を目的として、堤防を横断する暗渠。
- 一般的には、堤内地への河川水などの逆流を防ぐゲートなどの設備を有している。
- 樋門と樋管の区別はあまり明瞭ではないが、通水断面が比較的大きいものを「樋門」、小さいものを「樋管」という。

＜樋門・樋管イメージ＞



＜樋門による逆流防止のイメージ＞



(出典) 東京都豪雨対策アクションプラン (2020) に加筆

# ①改正の趣旨

水防法第14条の2

- 現行、地下街を有する地区での適用を想定した水位周知下水道について、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した雨水出水浸水想定区域の指定対象とし、避難経路確保やハザードマップ作成等の避難警戒措置を講じているが、近年、地下街以外でも浸水被害が頻発している。
- そのため、浸水対策を目的として整備された下水道については、そのすべてにおいて、雨水出水浸水想定区域の指定対象とする等、適切な雨水出水浸水リスクの提供が必要。

## 【改正概要】

- ・水位周知下水道に加え、以下の排水施設を雨水出水浸水想定区域の指定に係る対象に追加。
  - 浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設 ※6月内施行
  - 雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設（当該排水施設の周辺地域（想定最大規模降雨が生じた場合において、地形の状況又は浸水解析により明らかに浸水が発生しないと認められる区域を除く。）に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができること）

## 【雨水出水浸水想定区域の指定対象イメージ】

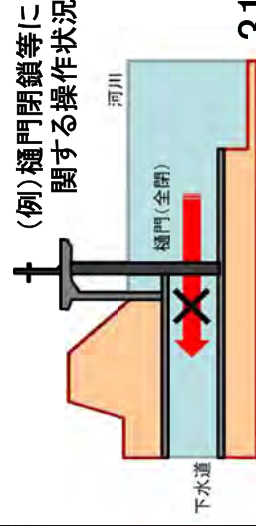
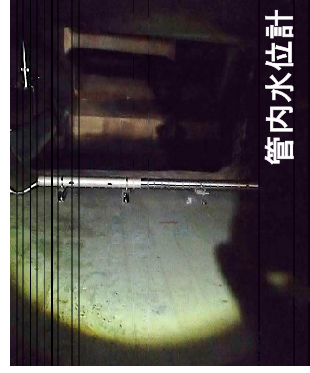
**原則、下水道による浸水対策を実施する全ての団体において、想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域を指定することとする。**

※氾濫範囲に防護対象が含まれないことが明らかな区間は対象外

雨水出水浸水想定区域の指定にあわせて、以下のような情報を活用し、避難行動につなげる必要がある。

- ・下水道施設内の水位情報
- ・樋門・樋管、ポンプの施設情報
- ・気象庁が発表する雨量情報や  
大雨警報（浸水害）の危険度分布 等

＜水位情報・施設情報（イメージ）＞



## 緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費について対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長
- 政府を挙げて取り組む流域治水対策等を対象事業に追加し、所要事業費として1,000億円を増額
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、5年間とする

### 【事業期間】

令和3年度～令和7年度

### 【事業費】

4,000億円（令和2年度：3,000億円）  
（対前年度比：+1,000億円増、+3割増）

### 【地方財政措置】

充当率100%、交付税措置率70%

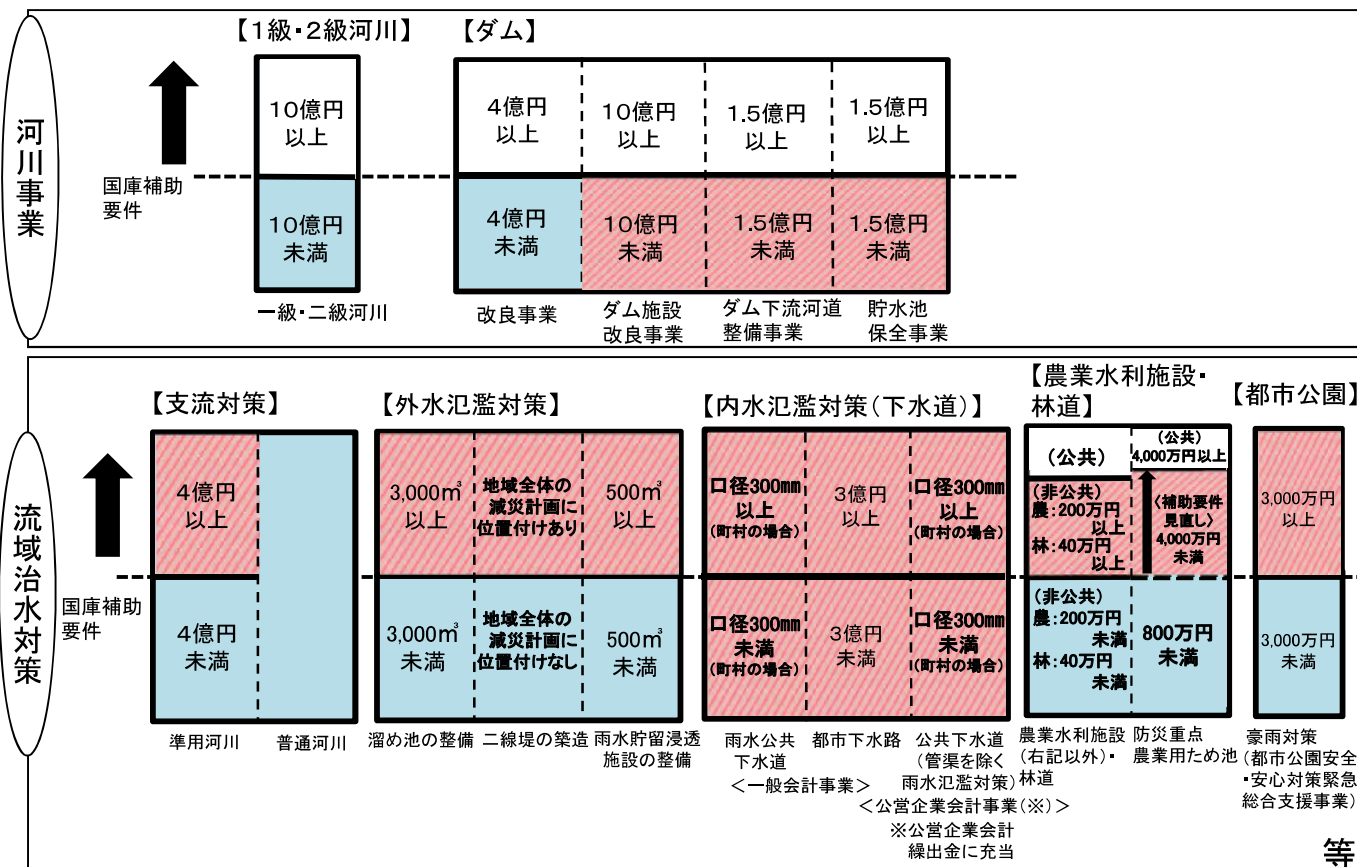
### 【対象事業】

#### 1. 流域治水対策に資する地方単独事業を対象事業として拡充

##### 主な拡充内容

現行の対象事業

対象拡充部分



#### 2. 道路防災について、小規模事業に限るとの現行の要件を撤廃した上で、橋梁・道路の洗掘・流失対策を追加

事務連絡  
令和3年4月1日

各都道府県下水道関係所管課  
各都道府県財政担当課  
各都道府県市区町村担当課  
各指定都市下水道関係所管課  
各指定都市財政担当課

御中

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課  
総務省自治財政局調整課  
総務省自治財政局地方債課  
総務省自治財政局準公営企業室

緊急自然災害防止対策事業債における  
下水道に係る事業の取扱いについて（周知）

令和3年度地方債同意等基準（令和3年総務省告示第147号）等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、下水道に係る事業（以下「本事業」という。）については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1 制度概要

（1）対象施設

- ① 雨水公共下水道（下水道法（昭和33年法律第79号（以下「法」という。））第2条第3号ロに規定するもの。以下同じ。）及び都市下水路（法第2条第5号に規定するもの。以下同じ。）に係る管渠、ポンプ施設、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設等
- ② 公共下水道（法第2条第3号イに規定するもの。以下同じ。）に係るポンプ施設（雨水に係るものに限る。）、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設

（2）対象事業

- ① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される

地方単独事業（国庫補助の要件を満たさないものに限る。）で、（１）①に掲げる施設の整備事業。

（国庫補助の要件を満たさない事業の例）

- 雨水公共下水道
    - ・ 口径 300mm未満のもの（町村の場合）
  - 都市下水路
    - ・ 事業費が概ね 3 億円未満のもの
- ② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画（※）に位置づけられた以下の事業については、①に関わらず、（１）①に掲げる施設の整備事業のうち、国庫補助の要件を満たすもの及び（１）②に掲げる施設の整備事業も対象とする。

※ 流域治水プロジェクトを現在策定中（令和 3 年度に策定予定）の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市町村の事業及び令和 4 年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画（「流域治水計画」）を作成することによって流域治水プロジェクトの策定への位置付けに代えることができるものとする。

- 雨水公共下水道
- 都市下水路
- 公共下水道（浸水対策）

### （３）財政措置

充当率 100%（公共下水道は（２）の対象事業の実施に要する経費についての下水道事業会計への一般会計繰出金に充当）、元利償還金に対する交付税措置率 70%

### （４）事業期間

令和 3 年度から令和 7 年度

## 2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

- （１）施設管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、国土交通省に提出する（１（２）②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付）。
- （２）国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、１（２）の対象事業に該当することを確認する。



- (3) 国土交通省は、(2) の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
- (4) 施設管理者は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても 1 (2) の対象事業に該当することの確認を行う。）。
- (5) 市町村が実施する場合の (1) ～ (4) の手続については、都道府県を経由して行う。

(お問合せ先)

<事業の実施に関すること>

(雨水公共下水道、都市下水路、公共下水道)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課  
課長補佐 久岡、計画調整係長 柴田

[TEL: 03- 5253- 8430 \(直通\)](tel:03-5253-8430) (内線 34242、34233)

<公共下水道事業の対象施設に関すること>

総務省自治財政局準公営企業室 佐々木

[TEL: 03- 5253- 5642 \(直通\)](tel:03-5253-5642) (内線 )

<事業債の制度に関すること>

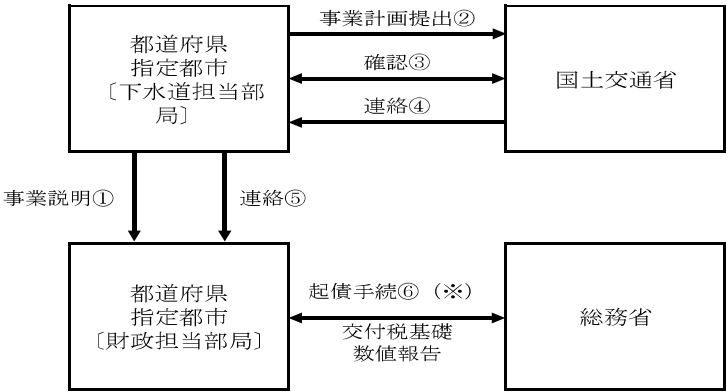
総務省自治財政局地方債課 三井

[TEL: 03- 5253- 5629 \(直通\)](tel:03-5253-5629)

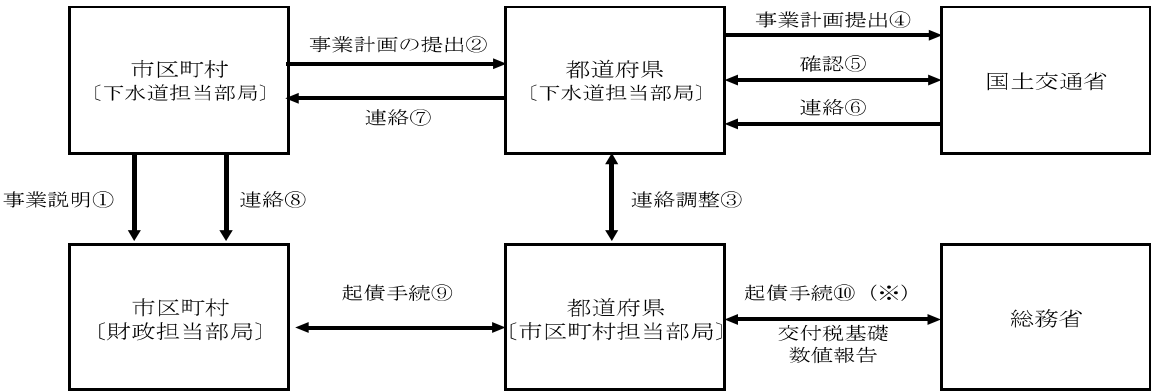
(別紙)

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手續

【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



【市区町村が施設管理者の場合】



(※) 届出を含む



【令和 3 年度農林水産省関東農政局担当者会議資料】

# 田 ん ぼ ダ ム と は

○ 河川や水路の水位の急上昇を抑え、下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の排水口に流出量を抑制するための落水量調整装置を設置して農地の雨水貯留能力を人為的に高める取組をいう。

田んぼダム用の堰板の例

田んぼダム用の排水口の例

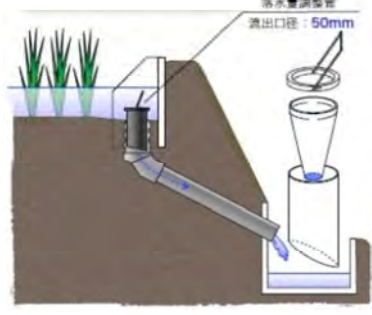


通常の堰板

貯留量UP

専用の堰板

資料：北海道提供

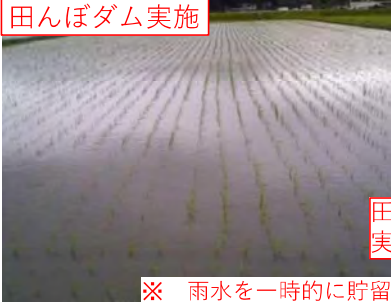


落水量調整管  
流出口径：50mm

資料：新潟県見附市提供



田んぼダム未実施



田んぼダム実施



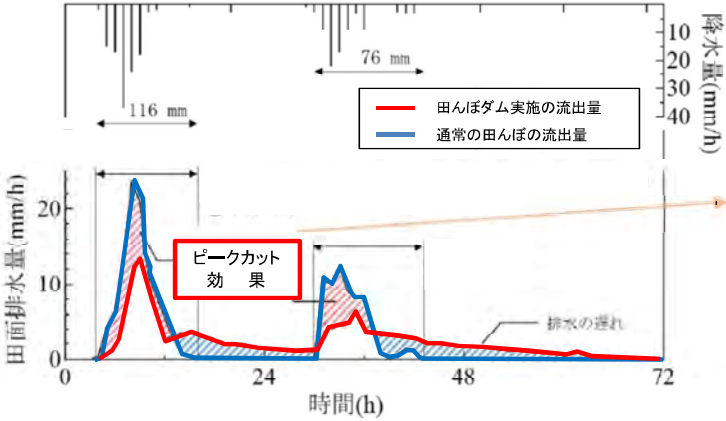
田んぼダム実施の排水量

田んぼダム未実施の排水量

※ 雨水を一時的に貯留

平成23年新潟福島豪雨災害時白根郷地区

水田からの雨水流出のピークをカット



田面排水量(mm/h)

時間(h)

降水量(mm/h)

116 mm

76 mm

田んぼダム実施の流出量

通常の田んぼの流出量

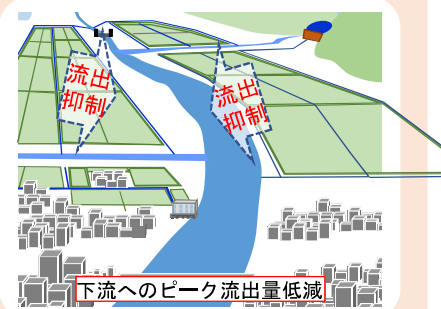
ピークカット効果

排水の遅れ

資料：北海道提供

ピークカット効果

田んぼダムにより雨水が一時的に水田に貯留され、流出量のピークがカットされる



流出抑制

流出抑制

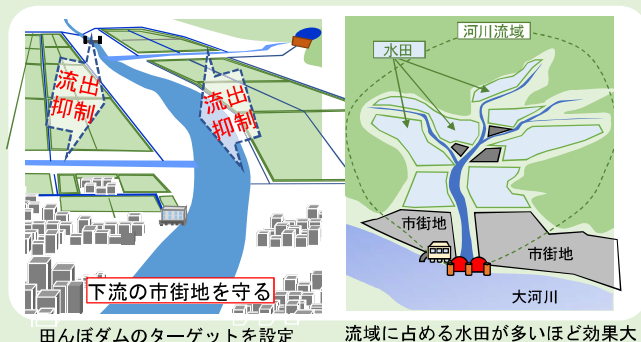
下流へのピーク流出量低減

# 田んぼダムの実施地区選定にあたって

- 田んぼダムを実施する水田は、下流に洪水から守るべきターゲットがあること、豪雨により自身が災害に遭わないこと、豪雨後は湛水状況から速やかに回復し営農再開できる排水性を有すること、が求められる。

## 1. 下流に洪水から守るべきターゲットがあり、流域に占める水田の割合が一定程度あること

- 河川水位上昇を抑えたい市街地等が下流にあること
- 流域に占める水田面積の割合が一定程度あること。



## 2. 流出抑制効果が継続的に発揮される地域であること

- 畦塗りや刈払い等により、雨水貯留機能が適切に維持されること
- 流域内の豪雨によって水没しない地区であること



## 3. 豪雨後の湛水から速やかに回復し営農再開できること

- 地表面の湛水と過剰な地下水が、暗渠や補助暗渠により速やかに排除できること。
- 速やかな排水が可能な排水路網が整備されていること



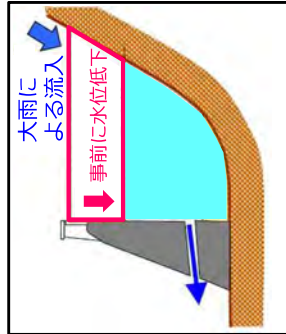
- 都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置している。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進。

## 農業用ダムの活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。

- 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕



### 【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

## 排水施設等の活用

- 農業用の排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の湛水も防止・軽減。



### 【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作等

## 水田の活用（田んぼダム）

- 田んぼダム（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって下流域の湛水被害リスクを低減。

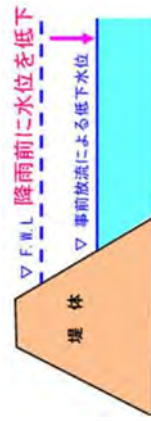


### 【施設の整備等】

- 水田整備、田んぼダムの取組促進

## ため池の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能が発揮。



- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。

### 【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等



# 多面的機能支払交付金

【令和3年度予算額 48,652 (48,652) 百万円】

## ＜対策のポイント＞

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

## ＜事業目標＞

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域共同活動への多様な人材の参画率の向上
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上

## ＜事業の内容＞

### 1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

#### ① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

#### ② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿化のための活動を支援します。

## 交付単価

|    | 都道府県              |                        |                   | 北海道                    |                   |                        |
|----|-------------------|------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|------------------------|
|    | ①農地維持支払<br>(共同)※1 | ②資源向上支払<br>(長寿化)※1,2,3 | ③農地維持支払<br>(共同)※1 | ④資源向上支払<br>(長寿化)※1,2,3 | ⑤資源向上支払<br>(共同)※1 | ⑥資源向上支払<br>(長寿化)※1,2,3 |
| 田  | 3,000             | 2,400                  | 4,400             | 2,300                  | 1,920             | 3,400                  |
| 畑  | 2,000             | 1,440                  | 2,000             | 1,000                  | 480               | 600                    |
| 草地 | 250               | 240                    | 400               | 130                    | 120               | 400                    |

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

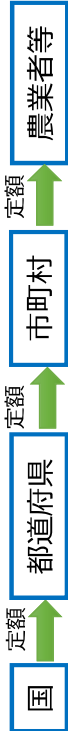
※2：①、②と併せて③の長寿化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

### 2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,602) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

### 農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等



### 資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿化のための補修等



実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）  
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

## 【加算措置】

| 項目                                                          | 都道府県                                                                                                                  |     |     | 北海道   |     |     |
|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-------|-----|-----|
|                                                             | 田                                                                                                                     | 畑   | 草地  | 田     | 畑   | 草地  |
| 多面的機能の更なる増進<br>※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・保全管理」も対応可 | 多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等<br>上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年参加する場合 |     |     |       |     |     |
| 農村協働力の深化                                                    | 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合                                                                                     |     |     |       |     |     |
| 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進                                      | 既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援                                                                  |     |     |       |     |     |
| 小規模集落支援                                                     | 田                                                                                                                     | 畑   | 草地  | 田     | 畑   | 草地  |
|                                                             | 1,000                                                                                                                 | 600 | 300 | 1,000 | 600 | 300 |
|                                                             |                                                                                                                       |     | 80  |       |     | 40  |

(円/10a)

※下線部は拡充内容  
【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

# 協議会の設立及びPJの公表状況

資料 3 - 1

| No.                    | 水系名 | 協議会構成団体                              | 協議会設立状況    | PJ公表状況    |
|------------------------|-----|--------------------------------------|------------|-----------|
| <b>一級水系 3水系／全3水系</b>   |     |                                      |            |           |
| 1                      | 多摩川 | 国、東京都、神奈川県、山梨県、31市町村                 | 既存協議会      | 令和3年3月30日 |
| 2                      | 鶴見川 | 国、東京都、神奈川県、4市                        | 既存協議会      | 令和3年3月30日 |
| 3                      | 相模川 | 国、神奈川県、山梨県、24市町村                     | 令和2年8月19日  | 令和3年3月30日 |
| <b>二級水系 11水系／全23水系</b> |     |                                      |            |           |
| 1                      | 引地川 | 神奈川県、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市       | 既存協議会      | 令和3年3月30日 |
| 2                      | 境川  | 神奈川県、東京都、横浜市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、大和市、町田市    | 既存協議会      | 令和3年9月22日 |
| 3                      | 帷子川 | 神奈川県、横浜市                             | 令和3年3月26日  | 令和3年9月22日 |
| 4                      | 大岡川 | 神奈川県、横浜市                             | 令和3年3月26日  | 令和3年9月22日 |
| 5                      | 酒匂川 | 神奈川県、小田原市、秦野市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、国 | 令和3年3月26日  | 令和3年9月22日 |
| 6                      | 田越川 | 神奈川県、逗子市                             | 令和3年6月25日  | 令和3年度末    |
| 7                      | 金目川 | 神奈川県、平塚市、秦野市、厚木市、伊勢原市、大磯町、中井町        | 令和3年8月13日  | 令和3年度末    |
| 8                      | 葛川  | 神奈川県、平塚市、秦野市、大磯町、二宮町、中井町             | 令和3年8月13日  | 令和3年度末    |
| 9                      | 森戸川 | 神奈川県、小田原市、大井町、松田町                    | 令和3年10月28日 | 令和3年度末    |
| 10                     | 山王川 | 神奈川県、小田原市                            | 令和3年10月28日 | 令和3年度末    |
| 11                     | 早川  | 神奈川県、小田原市、箱根町                        | 令和3年10月28日 | 令和3年度末    |

Kanagawa Prefectural Government

# 協議会の設立及びPJの公表状況

## 凡 例

### 策定済み（一級水系）

#### 一級水系

- ・ 多摩川
- ・ 鶴見川
- ・ 相模川

### 策定済み（二級水系）

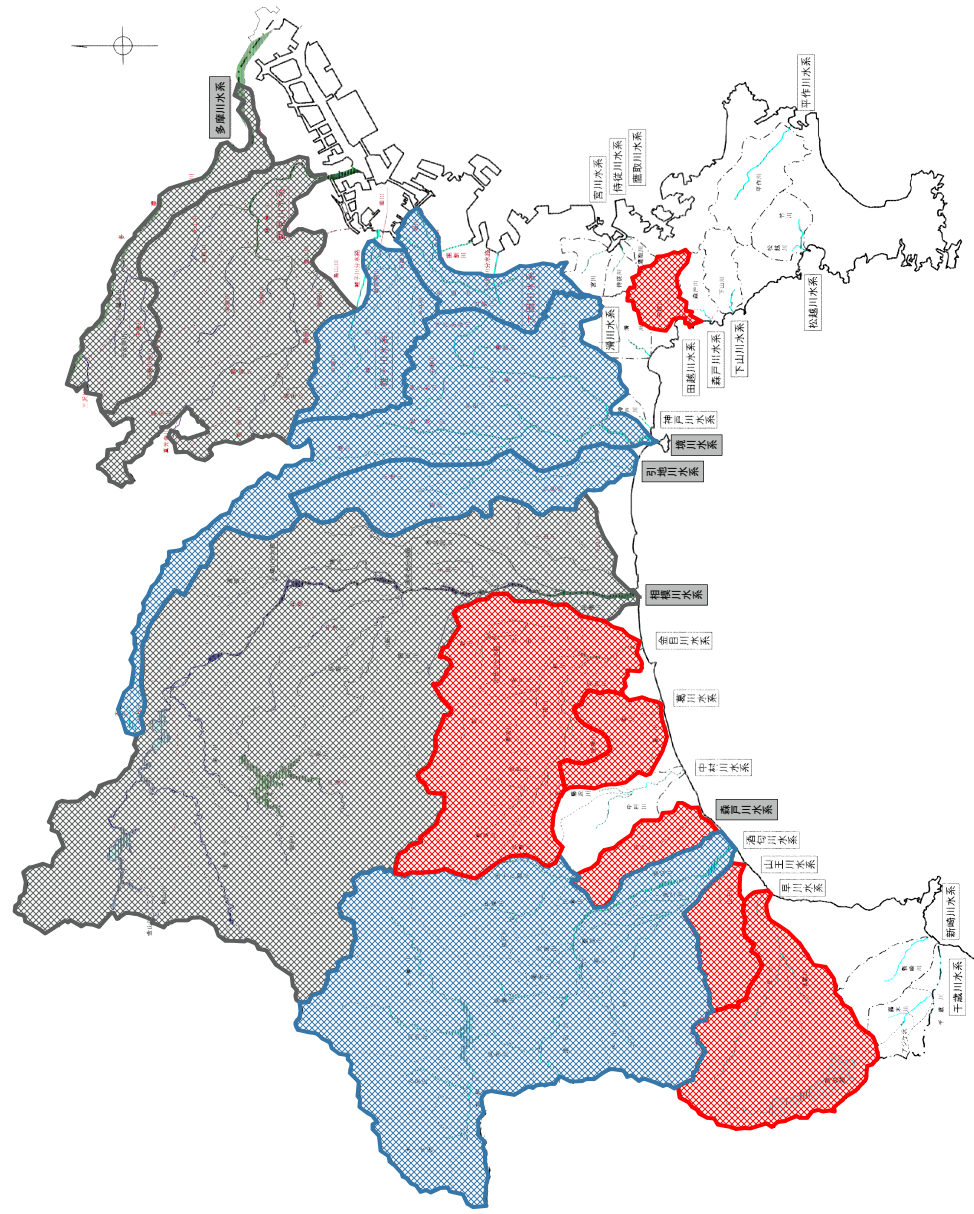
#### 二級水系

- ・ 引地川
- ・ 境川
- ・ 帷子川
- ・ 大岡川
- ・ 酒匂川

### 年度末までの公表予定

#### 二級水系

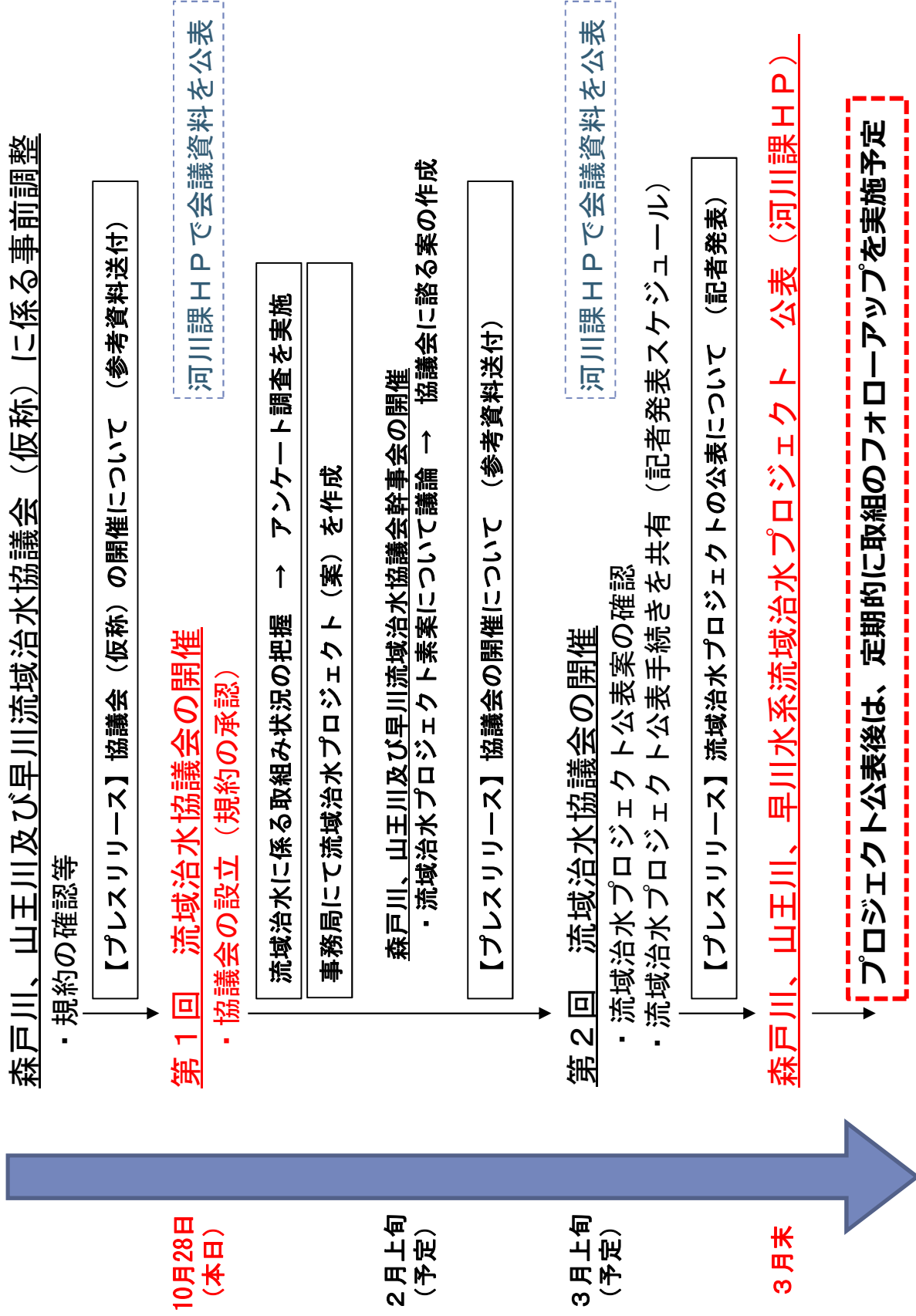
- ・ 田越川
- ・ 金目川
- ・ 葛川
- ・ 森戸川
- ・ 山王川
- ・ 早川



# 流域治水プロジェクト公表の流れ

資料 3-2

## 【 策定の流れ 】





森戸川水系 流域治水プロジェクト 取組状況調査票 (案)

| 主な取組メニュー            | 主な取組項目       | 対策メニュー   | 主な分野                            | 実施主体                            | 取組状況          | 具体的な取組内容    |                                                                            |                                                                | 社会資本整備総合交付金の有無<br>(予定含む) | 実施予定期間<br>(R3～R30)  |                               |    |    |  |  |  |  |  |  |
|---------------------|--------------|----------|---------------------------------|---------------------------------|---------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------|-------------------------------|----|----|--|--|--|--|--|--|
|                     |              |          |                                 |                                 |               | (場所)        | (数量)                                                                       | (具体的な内容)                                                       |                          |                     |                               |    |    |  |  |  |  |  |  |
| 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 洪水氾濫対策       | 記載例、記載方法 |                                 |                                 | ○             | ○○川 ●●市○○地先 | 事業実施予定の数量として、「堤長」「面積」「箇所数」等を記入してください。<br>※複数数存在して記入が困難な場合は、別途資料にて提出してください。 | 事業実施にあたり、社会資本整備総合交付金は「○（防・社）」を選択し、適用しない場合は「×」を記載し、空欄に記入してください。 | R3～R30                   | 堤防の事業実施期間を記入してください。 |                               |    |    |  |  |  |  |  |  |
|                     |              |          |                                 |                                 |               |             |                                                                            |                                                                |                          |                     | 県管理河川改修事業における河道整備             | 河川 | 県  |  |  |  |  |  |  |
|                     |              |          |                                 |                                 |               |             |                                                                            |                                                                |                          |                     | 県管理河川における河道内の堆積土砂の撤去、樹木等の根生管理 | 河川 | 県  |  |  |  |  |  |  |
|                     |              |          |                                 |                                 |               |             |                                                                            |                                                                |                          |                     | 準用河川改修事業における河道整備              | 河川 | 市町 |  |  |  |  |  |  |
|                     |              |          |                                 |                                 |               |             |                                                                            |                                                                |                          |                     | 準用河川における河道内の堆積土砂の撤去、樹木等の根生管理  | 河川 | 市町 |  |  |  |  |  |  |
|                     |              |          |                                 |                                 |               |             |                                                                            |                                                                |                          |                     | 雨水排水施設の整備（下水道）                | 下水 | 市町 |  |  |  |  |  |  |
|                     |              |          |                                 |                                 |               |             |                                                                            |                                                                |                          |                     | 排水機場の整備（下水道）                  | 下水 | 市町 |  |  |  |  |  |  |
|                     |              |          |                                 |                                 |               |             |                                                                            |                                                                |                          |                     | 雨水貯留施設（調整池、貯留管、浸透管等）の整備（下水道）  | 下水 | 市町 |  |  |  |  |  |  |
|                     |              |          |                                 |                                 |               |             |                                                                            |                                                                |                          |                     | 海岸保全施設の整備や侵食対策の推進             | 海岸 | 県  |  |  |  |  |  |  |
|                     |              |          |                                 |                                 |               |             |                                                                            |                                                                |                          |                     | 利水ダム等による事前放流の推進               | 河川 | 県  |  |  |  |  |  |  |
|                     | 流域の雨水貯留機能の向上 |          | 一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ | 開発・住宅                           | 市町            |             |                                                                            |                                                                |                          |                     |                               |    |    |  |  |  |  |  |  |
|                     |              |          |                                 | 雨水貯留浸透施設整備の支援制度の充実（雨水貯留槽購入費補助等） | 市町            |             |                                                                            |                                                                |                          |                     |                               |    |    |  |  |  |  |  |  |
|                     |              |          |                                 | 雨水貯留浸透施設の整備（牧場、公園、公共建築物等）       | 都市計画・公園・住宅・教育 | 県・市町        |                                                                            |                                                                |                          |                     |                               |    |    |  |  |  |  |  |  |
|                     |              |          |                                 | 水田の貯留機能の向上                      | 農政            | 県・市町        |                                                                            |                                                                |                          |                     |                               |    |    |  |  |  |  |  |  |
|                     |              |          |                                 | ため池等の農業施設の活用                    | 農政            | 県・市町        |                                                                            |                                                                |                          |                     |                               |    |    |  |  |  |  |  |  |
|                     |              |          |                                 | 農業用排水施設に係る機能強化                  | 農政            | 県・市町        |                                                                            |                                                                |                          |                     |                               |    |    |  |  |  |  |  |  |
|                     |              |          |                                 | 上流域等の森林整備                       | 林務            | 県・市町        |                                                                            |                                                                |                          |                     |                               |    |    |  |  |  |  |  |  |
|                     |              |          |                                 | 上流域等の治山対策                       | 林務            | 県・市町        |                                                                            |                                                                |                          |                     |                               |    |    |  |  |  |  |  |  |

|                     |                               |                                            |            |      |   |  |  |  |  |  |
|---------------------|-------------------------------|--------------------------------------------|------------|------|---|--|--|--|--|--|
| 被害対象を減少させるための対策     | まちづくりでの活用を視野に入れた土地の災害リスク情報の充実 | 土地の災害リスク情報の充実（洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域）           | 河川、海岸      | 県    | - |  |  |  |  |  |
|                     |                               | 準用河川における水害リスク情報の充実（洪水浸水想定区域）               | 河川         | 市町村  |   |  |  |  |  |  |
|                     |                               | 下水道における水害リスク情報の充実（内水浸水想定区域）                | 下水         | 市町村  |   |  |  |  |  |  |
|                     |                               | 水災害リスク情報の充実（土砂災害警戒区域等の指定等）                 | 砂防         | 県    | - |  |  |  |  |  |
| 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 | 水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫    | リスクが高い区域における立地抑制、移転誘導（ハザードを踏まえた居住誘導区域の設定等） | 都市計画       | 市町村  |   |  |  |  |  |  |
|                     |                               | 高台まちづくりの推進                                 | 都市計画・開発・住宅 | 市町村  |   |  |  |  |  |  |
|                     |                               | 災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）の指定と条例による建築標準等の適用        | 開発・住宅      | 県・市町 |   |  |  |  |  |  |
|                     |                               | 県管理河川における危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置            | 河川         | 県    |   |  |  |  |  |  |
|                     | 避難体制等の強化                      | 準用河川における危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置             | 河川         | 市町   |   |  |  |  |  |  |
|                     |                               | 水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組                    | 河川         | 市町   |   |  |  |  |  |  |
|                     |                               | 想定最大規模降雨による洪水を対象とした洪水ハザードマップの策定、周知、活用      | 防災         | 市町   |   |  |  |  |  |  |
|                     |                               | 要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成および避難訓練の実施        | 防災         | 市町   |   |  |  |  |  |  |
|                     |                               | 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成、訓練の実施等               | 防災         | 市町   |   |  |  |  |  |  |
|                     |                               | マイ・タイムラインの取組推進                             | 防災         | 市町   |   |  |  |  |  |  |
|                     |                               | 防災教育や防災知識の普及                               | 防災         | 市町   |   |  |  |  |  |  |
|                     |                               | 避難行動や被害軽減行動を実行するための情報提供                    | 防災         | 市町   |   |  |  |  |  |  |
|                     |                               | 避難所施設の浸水対策                                 | 防災・公園・教育   | 県・市町 |   |  |  |  |  |  |
|                     |                               | 要配慮者利用施設の浸水対策                              | 防災・開発・住宅   | 市町   |   |  |  |  |  |  |
|                     | 経済被害の軽減                       | 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流出防止対策                 | 道路         | 県・市町 |   |  |  |  |  |  |
|                     |                               | 公共施設等の耐水化（上水版設置等）                          | 防災・住宅・教育   | 県・市町 |   |  |  |  |  |  |
|                     |                               | 地下街の浸水対策                                   | 防災・都市計画    | 市町   |   |  |  |  |  |  |
|                     |                               | 関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化                       | 河川・下水・防災   | 県・市町 |   |  |  |  |  |  |

【記入にあたっての留意点】

- 貴市町が取り組んでいる流域治水に資する事業で、上記の欄に記載がない場合は、適宜、行を追加して記載してください。
- 「主な分野」は代表的なものを記載しておりますが、他分野で実施している場合は、適宜、追加して記載してください。
- 各取組み事業については、今後、流域治水プロジェクトとして位置図を作成していくため、図化を踏まえて事業位置がわかるよう「（場所）欄」に記載願います。また、事業位置について別途資料があれば、併せて送付願います（位置が不明確な場合、事業位置の記載を依頼する場合があります）。
- 回答にあたっては、貴市町の関係部局と調整していただき、記載漏れがないようお願いいたします。